

## 第8回「山の日」全国大会実行委員会設立総会 開催結果概要

- 1 日 時 令和5年8月31日（木曜日）14時00分から14時30分まで
- 2 場 所 東京都庁第一本庁舎6階 ホール（オンライン併用）
- 3 出席者 小池百合子 東京都知事、吉住健一 新宿区長、渡部尚 東村山市長、杉浦裕之 瑞穂町長をはじめ、委員等17名（代理含む）が出席
- 4 議題等 以下の議題について審議し、提案どおり可決
  - （1）第8回「山の日」全国大会実行委員会設立趣意書について
  - （2）第1号議案 第8回「山の日」全国大会実行委員会規約について
  - （3）第2号議案 第8回「山の日」全国大会実行委員会構成員について
  - （4）第3号議案 第8回「山の日」全国大会実行委員会特別職について

### 5 当日の様子



会場全体



小池都知事と山の日帽



（一財）全国山の日協議会 会長 谷垣禎一  
（ビデオメッセージ）



（一財）全国山の日協議会 副会長 衛藤 征士郎氏  
（ビデオメッセージ）

## 第8回「山の日」記念全国大会実行委員会設立趣意書

生物多様性は、食料や水、木材、さらには地域文化など、私たちの生活に欠かすことのできない大切な基盤を形成しています。

しかし昨今、主に人間活動の影響により、こうした生物多様性の損失が急速に進んでいます。また、資源の大量消費や気候危機が生物多様性にも大きな影響を与えています。

都は、先般、生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり受け続けることのできる豊かな都市を目指していくため、生物多様性地域戦略を改定しました。

そうした中、東京において、令和6年の第8回「山の日」全国大会が開催されることとなりました。

山の豊かな自然は、多くの生きものの生息基盤となるとともに、防災機能を有する森林、食料や木材の供給など我々の生活に多くの恵みを与えています。

私たちは、こうした山の恩恵に感謝するとともに、美しく豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐため制定された国民の祝日「山の日」の趣旨を深く胸に刻む必要があります。

東京は、1,400万都民が暮らす大都市でありながら、標高2,000メートルを超える都内最高峰の雲取山、ミシュランガイド3つ星を獲得した高尾山など様々な表情を持つ山々や、丘陵地の里山、市街地の緑地や水辺、島しょ部の原生的な自然など、実に多様で豊かな自然を有する、世界でも類を見ない都市です。

東京における「山の日」全国大会では、東京の豊かな生物多様性や山の持つ様々な機能について、国内外の多くの方々への理解を広め、体感していただくため、「東京全体」を会場と見立て、区市町村などと連携して大会行事を展開していきます。

この大会を契機とし、今後一層、緑溢れる自然を守り、育み、生物多様性の持続的な利用を図っていきます。

この大会の開催に向けて関係機関や団体等、幅広い皆様の力を集結し、ここに第8回「山の日」全国大会実行委員会を設立します。

令和5年8月31日

## 【第1号議案】

### 第8回「山の日」全国大会実行委員会規約

#### 第1章 総則

##### (名称)

第1条 本会の名称は、第8回「山の日」全国大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

##### (目的)

第2条 実行委員会は、第8回「山の日」全国大会（以下「大会」という。）を東京全体で開催し、国民の祝日である「山の日」が制定された意義への理解を深め、広く浸透を図るとともに、山に関する歴史や文化の継承、環境保全、観光振興、健康増進、山岳遭難や自然災害への対応などの様々な課題の解決や「山の未来」のあり方について考える機会とし、もって国民の幸福と関係各所の連携と発展に資することを目的とする。

##### (事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会の開催に関すること。
- (2) 大会の関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) 大会の広報活動に関すること。
- (4) 「山の日」の制定を通じた「山」に関わる施策の展開に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認めること。

#### 第2章 組織

##### (構成及び任期)

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

##### (役員)

第5条 実行委員会に、会長、副会長及び監事を置く。

2 会長は東京都知事の職にある者をもってこれに充て、副会長は一般財団法人全国山の日協議会副会長の職にある者のうちから同協議会会長が指名する者、東京都特別区長会会長の職にある者、東京都市長会会長の職にある者及び東京都町村会会長の職にある者をもってこれに充てる。

3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計等を監査する。

(特別職)

第7条 実行委員会に名誉顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問及び顧問は、会長が委嘱し、会長の求めに応じ意見を述べることができる。
- 3 名誉顧問及び顧問の任期は、第4条第2項の規定を準用する。

(アドバイザー)

第8条 実行委員会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱し、会長の求めに応じ意見を述べるができる。
- 3 アドバイザーの任期は、第4条第2項の規定を準用する。

(運営委員)

第9条 会長は、具体的な事業及び予算の円滑な執行に当たらせるため、運営委員を置くことができる。

- 2 運営委員は、実行委員会を構成する委員の所属する団体又は行政機関の職員等であつて、現地等での速やかな対応が可能な者の中から会長が委嘱する。
- 3 運営委員長は、運営委員の中から会長が指名する。
- 4 運営委員の任期は、第4条第2項の規定を準用する。

### 第3章 会議

(会議)

第10条 会議は、総会及び運営委員会とする。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名した者が議長となる。

- 2 総会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 総会は、次の事項を審議し、及び決定する。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 事業計画に関すること。
  - (3) 収支予算及び決算に関すること。
  - (4) その他委員会が必要と認めること。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

- 5 やむを得ない理由のため、実行委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は当該委員の指定した者を代理人として、表決を委任することができる。この場合、本条第2項及び前項の規定の適用において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 会長が必要と認める場合、事前に送付した議案に対して書面をもって評決し、総会の議決に代えることができる。

(専決処分)

- 第12条 会長は、緊急を要する場合は、総会で決議すべき事項を専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを総会に報告しなければならない。

(運営委員会)

- 第13条 運営委員会は、第9条第3項の規定により指名された運営委員長が招集し、運営委員長は当該委員会の議長となる。
- 2 運営委員会は、次の事項を所掌する。
    - (1) 総会において決議した事項の執行に関すること。
    - (2) その他、総会において必要と認められた事項に関すること。
  - 3 運営委員会には、第8条、第11条第2項、第4項及び第5項の規定を準用する。

#### 第4章 事務局

(事務局)

- 第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を東京都環境局自然環境部に置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 会計

(経費)

- 第15条 実行委員会の経費は、負担金、補助金、寄付金、協賛金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計)

- 第16条 実行委員会の会計年度は次のとおりとする。
- (1) 令和5年度 実行委員会設立の日から令和6年3月31日まで
  - (2) 令和6年度 令和6年4月1日から実行委員会が解散する日まで
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 解散

(解散)

第17条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の決議を経て解散する。

2 実行委員会が解散する際に剰余金又は欠損金が生じたときは、総会で協議し処理する。

## 第7章 補足

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、実行委員会設立の日から施行する。

## 【第2号議案】

### 第8回「山の日」記念全国大会実行委員会 構成員

役職	構成団体	職名	氏名
会長	東京都	知事	小池 百合子
副会長	一般財団法人全国山の日協議会	副会長	橋本 岳
	特別区長会会長	新宿区長	吉住 健一
	市長会会長	東村山市長	渡部 尚
	町村会会長	瑞穂町長	杉浦 裕之
委員	一般財団法人全国山の日協議会	理事長	梶 正彦
	警察庁	長官官房審議官	和田 薫
	消防庁	国民保護・防災部長	小谷 敦
	文部科学省	大臣官房審議官	里見 朋香
	スポーツ庁	審議官	星野 芳隆
	林野庁	森林整備部長	長崎屋 圭太
	国土交通省	水管理・国土保全局砂防部長	草野 慎一
	観光庁	大臣官房審議官	石塚 智之
	環境省	自然環境局長	白石 隆夫
監事		公認会計士	守泉 誠
	東京都	会計管理者	須藤 栄

【 第 3 号議案 】

第 8 回 「山の日」 全国大会実行委員会 特別職

役 職	所属名	職 名	氏名（敬称略）
名誉顧問	一般財団法人全国山の日協議会	会長	谷垣 禎一
顧問	一般財団法人全国山の日協議会	副会長	安藤 宏基
顧問	超党派「山の日」議員連盟 一般財団法人全国山の日協議会	会長 副会長	衛藤 征士郎